

令和8年度 山形市いじめ問題対策連絡協議会

日 時：令和 8年 6月 11日（木）

13：30～14：30

場 所：山形市役所10階 委員会開催室

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 報 告

(1) 令和7年度いじめの実態（いじめに関する調査結果より）

4 協 議

(1) 令和7年度事業報告

(2) 令和8年度事業計画（案）

(3) その他

5 情報交換

(1) 各団体等のいじめ防止等に資する取り組み

6 連 絡

7 閉 会

敬称略

番号	機 関	役職名	氏 名	出席者
1	山形市長		佐 藤 孝 弘	佐 藤 孝 弘
2	山形県福祉相談センター (山形県中央児童相談所)	所 長	佐 藤 慎 治	山形県福祉相談センター 副所長 中島 貴史
3	山形地方法務局	人権擁護課長	齋藤 久美子	齋藤 久美子
4	山形警察署	生活安全 第二課	松 澤 聡	松 澤 聡
5	山形人権擁護委員協議会	会 長	安 部 信 雄	山形県こども人権委員会 委員長 勝 見 祐 子
6	山形市青少年指導センター 指導委員連絡会	会 長	沼 澤 義 夫	沼 澤 義 夫
7	山形市青少年育成市民会議	会 長	伊 藤 康 則	伊 藤 康 則
8	山形市子ども会育成連合会	会 長	前 田 浩 一	前 田 浩 一
9	山形市PTA連合会	会 長	長谷川 吉之介	長谷川 吉之介
10	山形市PTA連合会母親委員会	委員長	渡 邊 さおり	渡 邊 さおり
11	山形市社会福祉協議会	会 長	今 野 厚 志	今 野 厚 志
12	山形市小学校長会	会 長	小 林 聡	小 林 聡
13	山形市中学校長会	会 長	高 橋 修	高 橋 修
14	山形市立商業高校	校 長	猪 又 義 則	猪 又 義 則
15	山形市教育委員会	教育長	金 沢 智 也	金 沢 智 也
16	山形市総務部総務課	課 長	長谷川 悌一	長谷川 悌一
17	山形市健康医療部母子保健課	課 長	佐 藤 香	佐 藤 香
18	山形市こども未来部こども家庭支援課 (こども家庭センター)	課 長 (所長)	堀 籠 晶 子	堀 籠 晶 子
19	山形市こども未来部保育育成課	課 長	酒 井 朝 男	酒 井 朝 男
20	山形市こども未来部こども未来課	課 長	多 田 恵 理	多 田 恵 理

令和7年度山形市いじめに関する調査結果

山形市教育委員会学校教育課

1 定 義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」

※けんかやふざけあいであっても、また好意から行った行為であっても、児童生徒の感じる被害性に着目していじめに該当するかを判断する。

2 現 状

(1) 年度推移

単位：件 ※（ ）内は解消件数

	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
小学校	94 (86)	231 (173)	204 (161)	276 (238)	364 (306)	494 (386)	356 (293)	415 (371)	477 (415)
中学校	112 (95)	116 (73)	149 (117)	104 (81)	151 (120)	159 (124)	117 (90)	111 (81)	81 (66)
山 商	8 (6)	5 (3)	4 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)

(2) 令和7年度の態様の内訳（複数該当する場合には、重複して計上 単位：件）

No.	態 様	小学校	中学校	山商
①	冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	228	44	0
②	仲間はずれ、集団による無視をされる。	60	7	0
③	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	75	8	0
④	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	49	5	0
⑤	金品をたかられる。	8	3	0
⑥	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	39	1	0
⑦	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	46	5	1
⑧	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	8	10	0
⑨	その他	11	1	0

【参 考】「重大事態」の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童等が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

令和7年度事業報告

山形市教育委員会学校教育課

I 健康観察アプリの導入

- 1 目的 児童生徒の心の変化に気付き、いじめの早期発見につなげる。
- 2 内容 児童生徒がその日の気分を「晴れ」「曇り」等の天気マークで入力し、教職員がそれを把握するとともに、必要な声かけや手立てを行う。
- 3 その他 令和6年度2月より導入 令和7年度2学期より本格的に運用

II いじめ防止教育相談ダイヤルの周知について

- 1 目的 いじめなど悩みを一人でかかえ込むことがないようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- 2 内容 いじめ等に係る相談機関の周知チラシを、市立小中高等学校に配付。
- 3 配付日 令和7年7月
- 4 相談件数

	小学校	中学校	高等学校	一般	計
令和6年度	88	91	2	12	193
令和7年度	94	75	1	22	192

山形市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ相談ダイヤル

いじめにあつて… つらい
みんなが無視する… 独りぼっちだ
こまった、だれか話をきいて…

やまがたしそごうがくしゅう
山形市総合学習センター

023-645-6182

(月～金曜日 午前10時～午後4時)

みんなの相談をうけつけているよ。
ひとりで悩まないで、相談してね。

山形県教育センターの、24時間受付のいじめ相談ダイヤルもあるよ。
TEL023-654-8383

こあらでも相談をうけつけているよ

いじめ相談ダイヤル QR コード



Ⅲ いじめ防止啓発標語

- 1 目的 「いじめを絶対にしない、絶対させない」意識の高揚を図る。
- 2 対象 山形市立小中学校に在籍する児童生徒
- 3 内容 いじめ防止のための標語を募集し、各学校より1作品を集め、掲示物として作成し、市立小中学校に配付した。
- 4 募集期間 令和7年10月14日(火)～11月20日(水)

5 実施方法

- (1) 対象となる学校に、文書にて依頼する。
- (2) 各学校は、募集期間内に山形市いじめ問題対策連絡協議会事務局（山形市教育委員会学校教育課：以下事務局）に作品を提出する。
- (3) 提出学校より1作品を集め、掲示物として作成し、市立小中学校に配付する。
- (4) 各学校は、学校1作品の掲示物を掲示し、いじめ防止の啓発を図る。

6 応募状況について

- (1) 応募数（各学校の代表作品）

◇小学校・・・108作品

◇中学校・・・51作品

Ⅳ 情報端末の使用に関する指導

- 1 目的 情報モラルの向上を図り、ネットトラブル（いじめ）を防ぐ。
- 2 対象 山形市立小中高等学校に在籍する児童生徒・保護者
- 3 内容
 - (1) 学校教育課 ICT 教育推進係の指導主事が市内各校を訪問し、児童生徒や保護者、教職員を対象にして情報モラルについて指導を行ったり、小中学校メディア部会の教員を対象にして研修会を行ったりした。
 - (2) 指導回数

	児童生徒	保護者	教員
R 3	13回	3回	3回
R 4	7回	4回	3回
R 5	5回	3回	2回
R 6	11回	4回	3回
R 7	18回	6回	4回

いじめ防止標語優秀作品小学生の部

伝え方 一つで近づく 友のキヨリ

第二小学校 六年 伊藤実華子

みんなであそぶと お顔もこころも ニッコニコ

第三小学校 二年 高橋 絢都

誰かを笑うより 誰かと笑える自分でありたい

第五小学校 六年 築達 由

心のかげ算 気にかける 声をかける 心がける

第六小学校 六年 漆山 奏太

忘れない あなたが言った あの言葉

第七小学校 四年 井上 真心

つらい時 つなぐ心に 友の声

南小学校 三年 熊倉 奏音

思いやり みんなが笑顔 いい気持ち

鈴川小学校 一年 太田 悠雅

やさしいことばとえがおが みんなをつなぐ はしとなる

千歳小学校 二年 矢口 滉大

手をつなぎ 一人にしないよ 大丈夫

金井小学校 六年 阿部 龍成

たすけあい みんなの心に やさしさを

大郷小学校 四年 藤田 丹香

今日もまた みんなのいいところ 見つけよう

楯山小学校 二年 森谷 鉄将

思いやり いつでも意識 広がる笑顔

山寺小学校 六年 加藤わかな

いじめはね じぶんのところを きずつける

東沢小学校 四年 荒木 志音

やめようね!! チクチク言葉は傷つきます あなたの言葉は大丈夫

南沼原小学校 六年 佐藤 心菜

ひとりにしない みんなで守る 笑顔の輪

宮浦小学校 六年 今野 琉騎空

やめようよ 相手の心は 見えないよ

蔵王第一小学校 四年 後藤 ひかり

いいたいな ごめんね だいじょうぶ? けがしてない?

蔵王第三小学校 一年 柴崎 豪天

ほめてみよう!! えがおがどんどんふえてくよ

みはらしの丘小学校 一年 和田杏由菜

やさしさは いじめをなくす 第一歩

本沢小学校 四年 平泉 柚人

自分の気もちと あい手の気もちが ちがうもの

西山形小学校 二年 八鍬 湊太

こまってる なかまがいたら たすけよう

大曾根小学校 三年 渡邊 千樹

山形市いじめ問題対策連絡協議会 (令7年度) 中学生の部
いじめ防止標語 優秀作品

- 言葉とは 人を傷つけ温める 一体あなたはどうか使う
第一中学校 三年 相馬 桃香
- 認め合い 違いは違い それでいい
第二中学校 一年 高松 来知
- 見つけたら 声と行動 二刀流
第三中学校 三年 石川 晴悠
- きずなの芽 それを育てる 友の声
第四中学校 一年 深瀬 七楓
- 違いを尊重しよう 共に成長しよう！
第五中学校 三年 富樫 颯希
- 前を見て 頼れる人は 身近にいる
第六中学校 二年 小笠原 慶祐
- SOS 受け取ってあげよう 勇気のベトン
第七中学校 二年 平泉 凜
- 思いやり 「かもしれない」を大切に
第八中学校 三年 加藤 羽多
- いいところ 気づき伝える お互いに
第九中学校 一年 丹羽 絢香
- 相手のふつう 自分のふつう
みんな違うからわかり合おう
第十中学校 二年 荒井 はる
- 空気読む そんなことより 心読む
金井中学校 一年 佐藤 慶佑
- 気づく勇氣 止める勇氣 守る勇氣
高楯中学校 二年 伊藤 遼香
- 友の声 さえぎらないで 聴けている？
山寺中学校 三年 土居 融和
- 「助けて」といえる勇氣と 聴ける雰囲気
蔵王第一中学校 二年 草薙 実咲
- その言動 話す相手に合っている？ 言葉の刃
蔵王第二中学校 二年 伊東 渚

令和8年度事業計画（案）

山形市教育委員会

I 健康観察アプリの活用

- 1 目 的 児童生徒の心の変化に気付き、いじめの早期発見につなげる。
- 2 内 容 児童生徒がその日の気分を「晴れ」「曇り」等の天気マークで入力し、教職員がそれを把握するとともに、必要な声かけや手立てを行う。

II いじめ防止教育相談ダイヤルの周知

- 1 目 的 いじめなど悩みを一人でかかえ込むことがないようにするとともに、いじめの早期発見に努める。
- 2 内 容 いじめ等に係る相談機関の周知チラシを作成し、市立小中高等学校に提示する。
- 3 配 付 日 令和8年7月

III いじめ防止啓発標語募集

- 1 目 的 「いじめを絶対にしない、絶対にさせない」意識の高揚を図る。
- 2 対 象 山形市立小中学校に在籍する児童生徒
- 3 内 容 いじめ防止のための標語を募集し、市立小中学校に学校1作品掲示物を配付する。
- 4 募集期間 令和8年10月中旬 ～ 11月中旬
- 5 実施方法
 - (1) 対象となる学校に、文書にて依頼する。
 - (2) 各学校は、募集期間内に山形市いじめ問題対策連絡協議会事務局（山形市教育委員会学校教育課：以下事務局）に作品を提出する。
 - (3) 事務局は、市立小中学校に学校1作品の掲示物を配付する。
 - (4) 各学校は、学校1作品の掲示物を掲示し、いじめ防止の啓発を図る。

IV 情報端末の使用に関する指導

- 1 目 的 情報モラルの向上を図り、ネットトラブル（いじめ）を防ぐ。
- 2 対 象 山形市立小中高等学校に在籍する児童生徒
- 3 内 容
 - (1) 生徒指導主任等の研修会で、児童生徒の情報端末の使用状況を共有し、ネットトラブルの共通理解と指導の徹底を図る。
 - (2) 各学校において、指導主事により児童生徒や保護者を対象にした講話を行ったり、保護者と共に情報モラルの大切さを共通理解してネットトラブルを防止する取り組みを啓発したりする。

山形市いじめ防止対策の推進に関する条例（平成28年3月25日条例第8号）より抜粋

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条、第14条第1項及び第3項、第28条第1項並びに第30条第2項の規定に基づき、山形市いじめ防止基本方針の策定並びに山形市いじめ問題対策連絡協議会、山形市いじめ問題専門委員会及び山形市いじめ重大事態再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定め、もってこの市のいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（中 略）

第2章 山形市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第5条 市は、法第14条第1項の規定により、山形市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第6条 協議会は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- （1） いじめの防止等のために有効な対策並びにいじめの防止等に関係する機関及び団体（次号において「関係機関」という。）の連携の強化に関する事項
- （2） 関係機関によるいじめの防止等を目的とした啓発活動の促進に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（組織）

第7条 協議会は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

（委任）

第8条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（以下 略）